

大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する指針(概要)

1 地域貢献について

(1) 地域貢献の目的

大規模小売店舗の設置者が、地域社会の一員としての役割を十分認識し、地域との共存を図ることにより、活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 対象店舗

ア. 店舗面積が1万㎡以上の新設される大規模小売店舗

イ. 既存店舗の増床により、新たに店舗面積が1万㎡以上となる大規模小売店舗

(3) 店舗設置者に求める地域貢献策

別表のとおり。

(4) 地域貢献を求める際の手法

本市と店舗設置者との間で「地域貢献協定」を締結する。具体的な取り組み内容については、市と店舗設置者との間で協議の上、開業までに「覚書」を締結する。

2 地域貢献協定について

(1) 協定の目的

店舗設置者の、企業としての社会的責任を明らかにするとともに、店舗設置者から地域貢献に関して積極的かつ主体的な協力を得られるよう協定を締結する。

(2) 協定の内容

地域貢献の項目は基本的に次のとおりとするが、店舗の業態や特徴などにあわせて定める。

①本市まちづくりへの協力

②地域との連携

③地元製品の販売促進への協力

④地域雇用の確保

⑤防犯・防災対策

⑥ユニバーサルデザインの導入

⑦環境や省エネルギー対策等の推進

⑧交通対策

⑨店舗閉鎖時の適切な対応

⑩その他、地域の実情に応じて求めること

3 その他

(1) この指針は、平成18年9月1日から施行する。

(2) 毎年度終了後、地域貢献策の取り組み状況についての実績報告書を提出するよう、店舗設置者に求める。

(3) 既存の店舗面積1万㎡以上の大規模小売店舗に対しては、この指針を参考に、地域貢献の取り組みへの協力を依頼する。

(別表)

| 地域貢献策 | 具体的な取組み事項 |
|--------------------|--|
| 1. 本市まちづくりへの協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市が進める各種まちづくりの取組みへの協力 ・地域における街並みづくりなど景観形成に関する協力 ・市政情報等の提供への協力 |
| 2. 地域との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会等が主催する祭りなどの各種活動への参加及び協力 ・地域商店街が主催する各種イベント等への参加及び協力 ・商工会議所又は商工会等への加入 ・市内及び県内商業者のテナント出店の推進 ・地域福祉活動への参加及び協力 |
| 3. 地元製品の販売促進への協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の取組みへの協力 ・地元製品コーナーの設置など、地元製品の積極的なPR活動及び販売促進 ・地元製品の積極的な販売 |
| 4. 地域雇用の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地元からの優先的な雇用 ・正社員採用など安定雇用の促進 ・若者、障害者及び高齢者の積極的な雇用 ・子育て世代の雇用や仕事と家庭を両立しやすい環境づくり |
| 5. 防犯・防災対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業時や閉店後の防犯及び青少年の非行防止対策 ・店舗及び店舗周辺において犯罪等が発生した際の被害者等の安全確保のための適切な対応 ・AED（自動体外式除細動器）の設置 ・災害等緊急時の物資や避難場所の提供 ・災害等緊急時のボランティア活動への積極的な協力 ・消防啓発活動への事業所としての協力 |
| 6. ユニバーサルデザインの導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗や広告等へのユニバーサルデザインの導入 ・地域商店街へのユニバーサルデザインの普及への協力 |
| 7. 環境や省エネルギー対策等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装及びマイバッグ運動の実施 ・ごみ減量及びリサイクル推進に向けた積極的な取組み ・店舗周辺地域における清掃美化活動への積極的な取組み ・過剰な照明使用の削減や適切な空調温度の設定 ・省エネルギー・新エネルギー設備の導入 ・屋上緑化など地球温暖化防止への取組み |
| 8. 交通対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・来店者や歩行者への安全対策 ・店舗周辺道路の渋滞緩和に対する対策 ・来店者及び従業員への公共交通機関の利用促進 |
| 9. 店舗閉鎖時の適切な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期の発表と新たに営業する後継店舗の確保 ・従業員の新たな働き口の確保 ・建物の管理など閉鎖後の環境悪化の防止 ・閉鎖後の店舗の防犯及び安全対策 |
| 10. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他地域の実情に応じて求めること |

備考

- 1 地域貢献策については、店舗の業態や特徴などにあわせて、上記の項目のうち該当しないものについては除くものとする。
- 2 具体的な取組み事項については、店舗の業態や特徴などに合わせて、上記記載事項以外に必要な事項については加え、記載事項のうち該当しないものについては除くものとする。